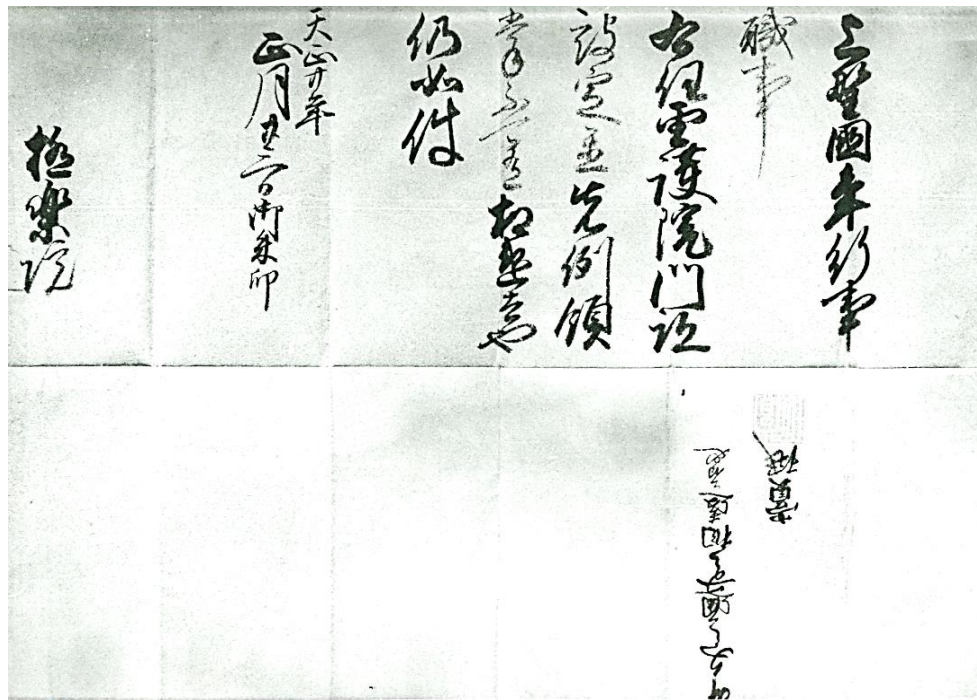


### 36 徳川家康朱印状写

天正 20 年（1592 年）正月 23 日

徳川家康が和田山（現高崎市箕郷町）の極楽院に対して、上野国における本山派修験の年行事職（総支配権）を認めた文書の写です。家康が関東入国後、上野国内の寺院に対して権益を承認した比較的古い例です。極楽院は 16 世紀前半頃に創建され、箕輪城主長野氏と関係が深かったとされる寺院で、長野氏没落後の永禄 10 年（1567 年）には、武田信玄により寺領および西上野の年行事職を安堵されます。その後、家康から朱印状を受けて以来、上野国における本山派修験の中心寺院となります。

極楽院文書 H22-2 中世 182/26



【36】 徳川家康朱印状写

(H22—2中世 極楽院文書 182/26)

〔読み下し文〕

上野国年行事職の事、  
右聖護院門跡の定め置かるる先例に任せ、領掌相違有るべからざる者也、仍って件の如し

天正廿年

正月廿三日御朱印

極楽院

本文の通り相違無き者也

賞珉印